

令和8年度第1回周南市政治倫理審査会会議録（令和8年6月15日）

事務局	皆様こんにちは。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 本日は7人の委員が出席しておられますので、周南市政治倫理条例第15条第2項の規定により会議が成立することをお知らせいたします。 はじめに、総務部長より、御挨拶申し上げます。 （部長挨拶） 議事に入る前に、今年度は事務局の職員の異動がありましたので、御紹介させていただきます。 （職員紹介） それでは、議事進行につきましては、会長よろしく願いいたします。
会長	それでは、ただ今から周南市政治倫理審査会を開催します。 市長から当審査会に5月13日付けで、「市長の資産等報告書等の審査」の求めが、また、併せて5月14日付けで、「議員の資産等報告書等の審査」の求めがございました。 これらにつきまして、政治倫理条例第13条の規定により、調査及び審査を行い、その結果を記載した意見書を市長に提出することとなります。議事が円滑に進みますよう、御協力をよろしく願いいたします。 それでは、事務局から事案の説明を聴いた上で、会議の進め方を決めたいと考えます。 まず、事務局から説明をしてください。
事務局	（次の事項について説明） 1 市長の資産等報告書等について今年度該当するもの

会長	2 議員の資産等報告書等のうち今年度該当するもの 次に、今回の会議の進め方について話し合いたいと思います。 資料1をお願いします。 周南市政治倫理条例第15条第4項は、審査会の会議は、公開とするが、ただし書きにより、「出席委員の3分の2以上の委員が、会議の内容に周南市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が含まれると認めた場合は、当該不開示情報が含まれる部分を非公開とする。」と規定しています。 本日の審査会の議事は議員の資産等報告書等の審査であり、情報公開条例第7条第4号及び第5号に該当する情報であることから、会議を非公開として運営することによろしいでしょうか。 皆様の意見ををお願いします。
委員	(出席委員全員の賛成)
会長	それでは、周南市政治倫理条例第15条第4項の規定に沿って、会議を非公開といたします。
会長	それでは、事前に事務局から送られておりました、市長の所得等報告書及びその証明書類の内容、また関連会社等報告書について、併せて、市議会議員29人の所得等報告書及びその証明書類の内容、また関連会社等報告書について、事務局から説明をお願いします。 (審議部分は非公開)
会長	それでは審査会の意見はそのようにします。 事務局から何かありますか。

事務局	市長、議員別に意見書を作成します。意見書には、かがみをつけ、審査の概要や審査結果などを記載する形式でまとめさせていただきたいと考えております。 また、内容については、本日いただいた御意見を基に案を作成し、会長に内容を御確認いただいた後に委員の皆様にメール又はファックスで確認依頼させていただく方法をとりたいと考えております。
会長	事務局の方から意見書のとりまとめについて提案がありましたが、いかがでしょうか。
委員	(了承)
会長	それでは、事務局でそのように取りまとめをお願いいたします。その他に何か事務局からありますか。
事務局	今年の９月には、市議会議員の資産等補充報告書が提出される可能性があります。その際は、審査について、御連絡させていただきたいと考えております。 また、会議終了後、資産等報告書等の写しと、本日お配りしている資料３～５を回収させていただきますので、よろしく願いいたします。
会長	以上をもちまして本日の政治倫理審査会を終了します。